

仕 様 書 (案)

(件名) 令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

令和5年1月

東日本高速道路株式会社

## 目 次

1	総則
2	契約関係者の定義
3	調達の目的
4	監督員
5	リース車両の調達
5-1	調達方法
5-2	リース車両を使用する本拠地
5-3	リース車両の仕様及び数量
5-4	リース車両の詳細
6	車両のリース
6-1	リース料に含むもの
6-2	リース料に含まないもの
6-3	総括責任者、指定整備工場及び保守責任者の指定
7	代金の支払
7-1	リース料
7-2	支払方法
8	保守等の実施内容
8-1	遵守事項及び諸基準
8-2	点検整備
8-3	修理
8-4	タイヤの交換
8-5	タイヤの更新時期
8-6	タイヤの保管
8-7	故障時、緊急時の対応
8-8	リース料に含まない項目の実施
8-9	代車の提供
8-10	保守等に伴う事故等
9	車両保守等の情報提供
9-1	提供方法
9-2	提供内容
10	リース車両の現状変更
11	リース車両の移動
11-1	会社内の所属先の変更
11-2	会社間の所属先の変更
11-2	移動費用
12	賃貸借期間終了後の取扱い

- 1 3 環境関連事項
- 1 4 守秘義務
  - 1 4 - 1 目的
  - 1 4 - 2 定義
  - 1 4 - 3 目的外の使用の禁止
  - 1 4 - 4 適切な管理
  - 1 4 - 5 従事者への周知
  - 1 4 - 6 利用者の制限
  - 1 4 - 7 持出しの禁止
  - 1 4 - 8 複写又は複製の禁止
  - 1 4 - 9 守秘義務
  - 1 4 - 1 0 履行期間終了後の取扱い
  - 1 4 - 1 1 取扱い状況の報告及び調査
  - 1 4 - 1 2 指示
  - 1 4 - 1 3 事故時報告
  - 1 4 - 1 4 損害のために生じた経費の負担
- 1 5 リース車両の滅失又は毀損等による中途解約の取扱い
  - 1 5 - 1 中途解約における費用負担
  - 1 5 - 2 リース料の精算
- 1 6 合意管轄
- 1 7 その他

## 1 総則

本仕様書は、東日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）及び自動車メンテナンスリース契約書（以下「契約書」という。）第1条第3項に定める発注者の子会社（以下「子会社」という。）が調達する自動車の賃貸借及び保守（以下「自動車メンテナンスリース」という。）に適用し、契約書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務の履行上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、本仕様書のほか、契約書第1条第1項に定める仕様書等の定めに従い、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に業務を履行しなければならない。

なお、契約書は発注者が指定する契約書を使用するものとする。

## 2 契約関係者の定義

### (1) 子会社

契約書第1条第3項に定める「子会社」は、別紙第1の「子会社一覧表」のとおりとする。

### (2) 発注者又は子会社の指定する者

契約書第1条第5項に定める「発注者又は子会社の指定する者」（以下「指定者」という。）は、別紙第2の「所属先及びリース車両情報一覧表」に掲げるとおりとする。

なお、別紙第2の記載内容に増減等の変更が生じた場合、当該変更等が生じた指定者を指定した発注者又は子会社は、受注者へ速やかに通知するものとする。

### (3) リース車両

契約書別紙に掲げる車両であって、契約書及び本仕様書の定めにより発注者及び子会社が受注者から賃借するものをいう。ただし、原則として、別紙第2に定める納車希望日の属する年度に製造され、かつ、初度登録する車両に限る。

## 3 調達の目的

発注者及び子会社は、受注者から車両を賃借し、受注者は、発注者及び子会社が賃借した車両が常に正常な状態で走行できるよう必要な点検、整備、修理等（以下「保守等」という。）を実施することとする。

## 4 監督員

契約書第5条第3項の規定に基づき監督員に委任する権限は、次のとおりとする。

- (1) 契約書第35条第1項第2号に規定する権限
- (2) 契約書第35条第1項第3号に規定する権限
- (3) 契約書第35条第1項第4号に規定する権限
- (4) 契約書第35条第1項第5号に規定する権限

- (5) 契約書第35条第1項第6号に規定する権限
- (6) 契約書第35条第1項第7号に規定する権限
- (7) 契約書第35条第1項第8号に規定する権限
- (8) 契約書第35条第1項第9号に規定する権限
- (9) 契約書第35条第1項第10号に規定する権限
- (10) 契約書第35条第1項第11号に規定する権限

## 5 リース車両の調達

### 5-1 調達方法

受注者は、自らの責任と負担においてリース車両を調達するものとし、リース車両の調達費用の高騰その他の理由により契約書に定めるリース料の増額を請求することはできないものとする。

### 5-2 リース車両を使用する本拠地

リース車両を使用する本拠地（以下「所属先」という。）は、別紙第2のとおりとする。ただし、発注者又は受注者の都合により、本仕様書10に定める手続きにより所属先を変更することがあるが、これを理由としたリース料の増減額はしない。

### 5-3 リース車両の仕様及び数量

リース車両は、別紙第3-1、別紙第3-2に掲げる性能を有する車両又はこれら車両と同等以上の性能（ただし、ボディタイプは同等の性能に、ボディカラーは同等に限る。以下本項において同じ。）を有する車両とし、その数量は別紙第3-1に定めるとおりとする。

なお、別紙第3-1に掲げる車両にモデルチェンジが生じた場合は、本仕様書と同等以上の性能を有していれば、モデルチェンジ前後は問わない。

また、ボディカラーにメーカーによる廃盤が生じた場合は、費用の生じないメーカーオプション以外のボディカラーを適用することとし、契約締結後、別途指定する。

### 5-4 リース車両の詳細

#### (1) リース車両の承諾

受注者は、リース車両を決定するに先立ち、様式第1号（新車リース車両承諾願）を発注者又は子会社へ提出し、発注者又は子会社の承諾を得なければならない。

#### (2) リース期間

初度登録日から60ヶ月とする。

ただし、(6)の代替車両を使用した場合は、代替車両使用開始日から60ヶ月とする。

### (3) 初度登録

初度登録の際は、登録月と納車月を同月としなければならない。

### (4) リース車両の引渡し

受注者は、(1)の発注者又は子会社の承諾後速やかにリース車両を調達し、原則として、別紙第2の納車希望日までに納車するとともに、様式第2号を提出し、所属先において契約書第1条第8項に定める発注者等の納入検査を受けなければならない。

なお、納車にあたっては、指定者と協議のうえ対応すること。

### (5) 旧リース車両の引き取り

受注者は、旧リース車両を管理するリース会社と調整し、(4)の納車時に旧リース車両を一時的に引き取ることとし、保管を行わなければならない。

### (6) 代替車両

別紙第2の納車希望日までに納車できない場合は、指定者と協議のうえ当該リース車両と同規格又は同規格以上のレンタカー等を、納車までの間リース車両として充てるものとする。

なお、リース車両として充てた期間は当該リース車両のリース期間に含めるものとする。

## 6 車両のリース

### 6-1 リース料に含むもの

リース料金に含まれる項目は、別紙第4のとおりとする。

### 6-2 リース料に含まないもの

リース料金に含まない項目は、別紙第5のとおりとする。

### 6-3 総括責任者、指定整備工場及び保守責任者の指定

受注者は、契約書取り交わし後速やかに、契約の適正な履行を行う総括責任者を指定し、様式第3号により発注者及び子会社へ届出なければならない。

また、リース車両の所属先ごとに、リース車両の点検整備及び修理を行う整備工場（以下「指定整備工場」という。）及び保守責任者をあらかじめ指定し、様式第4号により監督員へ提出しなければならない。この届は、指定整備工場及び保守責任者を第三者とする場合における契約書第9条第4項の通知を兼ねるものとする。

なお、総括責任者、指定整備工場及び保守責任者を変更する場合も同様とする。

また、指定整備工場は、メーカーまたはディーラーの直営店とする。ただし、本仕様書「8 保守等の実施内容」を満たせない場合は、この限りではない。

## 7 代金の支払

### 7-1 リース料

受注者は、当月のリース料について、様式第5号を添付した請求書を作成し、発注者及び子会社それぞれに提出するものとする。

なお、提出期限は、翌月10日とし、その日が発注者及び子会社の休業日（土、日及び祝日をいう。）の場合は、翌営業日とする。

発注者及び子会社は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に受注者へ支払うものとする。

## 7-2 支払方法

リース料の支払方法は、受注者が指定する金融機関の口座への振込による。また、発注者及び子会社が受注者の指定する金融機関の口座へのリース料の振込手続きを完了したときをもって、リース料の支払が完了したものとする。なお、受注者が指定する金融機関の口座は、日本国内の銀行の本支店とし、銀行振込にかかる手数料等は発注者及び子会社の負担とする。

## 8 保守等の実施内容

### 8-1 遵守事項及び諸基準

受注者は、リース車両の整備及び修理を行うため、本仕様書に定めるほか、車両整備等に関する法律その他関係法令を遵守することとする。

### 8-2 点検整備

#### (1) 点検整備の種類

点検整備とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条に規定する定期点検整備、同法第62条に規定する継続検査（以下「法定点検」という。）及び発注者及び子会社が指定する点検並びにこれらの点検に必要な整備をいう。

#### (2) 発注者及び子会社が指定する点検の内容及び頻度

発注者及び子会社が指定する点検の実施内容は、3ヶ月ごと実施する予備点検（以下「予備点検」という。）とする。

ただし、法定点検と予備点検の実施時期が重複する場合は、法定点検を優先し、予備点検は省略することとする。

なお、予備点検内容は別紙第6のとおりとする。

#### (3) 点検整備の実施場所

法定点検においては、指定整備工場が所属先から当該リース車両を引取り、点検整備実施後、所属先へ納車することとする。

ただし、やむを得ず指定整備工場が当該リース車両の引取りができない場合は、指定者と保守責任者が協議のうえ、対応方法を決定するものとする。

予備点検においては、指定整備工場が所属先で実施することを基本とするが、所属先に十分な作業場所がない場合、点検機器等の関係で指定整備工場での点検整備が必要な場合など、所属先での実施が困難な場合は、あらかじめ指定者及び保守責

任者協議のうえ、指定整備工場が所属先から当該リース車両を引取り、点検整備実施後、所属先へ納車することにより実施することができることとする。

#### (4) 点検整備の実施計画書の通知

総括責任者は、所属先ごとに、当該年度内に実施する法定点検及び予備点検を実施予定月別に記載した実施計画書（以下「年度計画書」という。）を作成し、当該年度開始前に監督員へ通知することとする。

なお、前述の年度計画書を通知した後、10-1または10-2による所属先の変更が生じた場合には、総括責任者は、速やかに変更年度計画書を作成のうえ、監督員へ通知することとする。

また、保守責任者は、年度計画書通知後における法定点検及び予備点検の実施については、十分な時間的余裕を持って指定者と協議のうえ日程を決定し実施することとするが、日程決定後、実施予定日に点検整備を実施することにより発注者又は子会社の業務に支障をきたすことが判明した場合には、指定者の申し入れにより、指定者及び保守責任者協議のうえ、実施日を変更することとする。

#### (5) 点検整備に要する期間

点検整備に要する期間は、原則として次表のとおりとする。

ただし、監督員が別途指示する期間がある場合には、その期間とする。

点検整備内容	作業期間
継続検査	3日以内
定期点検整備	2日以内
予備点検	1日以内

なお、継続検査は、当該リース車両の自動車検査証有効期間満了日までに完了するものとし、当該期日までに完了できない事情が発生した場合は、保守責任者は、遅滞なくその旨を指定者に連絡し承諾を得なければならない。この場合において、8-9(1)に該当し、指定者が代車を要求した場合は、受注者は、その完了までの期間、代車を提供しなければならない。

### 8-3 修理

#### (1) 修理の内容

修理とは、点検整備により発見された故障及び不具合、並びに通常の使用によって発生した故障及び不具合について、機能及び性能を回復させるための整備、部品交換等をいい、運転中の事故等発注者又は子会社の責に起因する故障を除いたものをいう。

#### (2) 修理の実施場所

修理は、指定整備工場において実施するものとし、指定整備工場が所属先から当該リース車両を引取り、修理実施後所属先へ納車するものとする。ただし、パンク修理、タイヤ交換、バッテリー交換及びオイル交換等の軽整備（以下「軽整備」という。）の場合に指定整備工場が所属先で実施可能な場合は、所属先で実施する。

なお、所属先で修理を実施する場合、又は点検整備実施日以外で修理を実施する場合は、保守責任者は、指定者へその旨連絡し了解を得ることとする。

### (3) 修理の実施及び期間

保守責任者は、点検整備により修理の必要箇所を発見した場合、又は指定者から修理の指示があった場合は、速やかに当該修理を実施するものとし、軽整備については、原則として24時間以内に整備を完了するものとする。ただし、やむを得ない場合は、指定者及び保守責任者協議のうえ実施するものとする。

### (4) 点検整備及び修理に伴う部品（油脂を含む。）等の交換、補充

点検整備及び修理に伴う部品等の交換、補充は、リース車両の製造メーカー推奨基準に基づき実施するものとし、交換、補充する部品等は、純正部品又はこれと同等以上のものを使用するものとする。

## 8-4 タイヤの交換

リース車両に装着するタイヤは、冬季はスタッドレスタイヤ、その他はラジアルタイヤとし、当該リース車両の純正品（再生タイヤを除く）又はこれと同等以上の規格とする。

指定者は、ラジアルタイヤからスタッドレスタイヤ及びスタッドレスタイヤからラジアルタイヤへの交換を実施する場合は、作業希望日の1ヶ月前までに保守責任者に連絡するものとする。なお、それらのタイヤが新品タイヤへの交換によらない場合は、原則としてホイールとタイヤの脱着は行わずホイールごとの交換とする。

また、タイヤ交換は、指定整備工場が所属先から当該リース車両を引き取り、タイヤ交換実施後、所属先へ納車する。ただし、所属先で実施可能な場合は、この限りではない。

## 8-5 タイヤの更新時期

受注者は、使用中のラジアルタイヤについてはスリップサインが出る前、使用中のスタッドレスタイヤについてはプラットホームが出る前に、新品タイヤに交換しなければならない。

また、交換済みのスタッドレスタイヤをラジアルタイヤとして使用してはならない。

なお、前記以外にタイヤにヒビ等何らかの異常を発見した場合は、指定者及び保守責任者協議のうえ新品タイヤに交換する。

交換するタイヤは、純正品（再生タイヤを除く）又はそれと同等以上の規格とする。

## 8-6 タイヤの保管

リース車両に装着していないラジアルタイヤ又はスタッドレスタイヤ（ホイールを含む）は、受注者が保管する。

なお、11-1または11-2により所属先が変更されたリース車両に装着していないタイヤの運搬に費用が発生する場合は、発注者又は子会社がその費用を負担する

ものとし、受注者は、運搬終了後、移動後の所属先の指定者に請求書を提出するものとする。

指定者は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に受注者へ支払うものとし、支払方法については、7-2と同様とする。

#### 8-7 故障時、緊急時の対応

総括責任者は、故障及び緊急のトラブルについて24時間対応可能な窓口を開設することとし、窓口の連絡先を様式第4号により監督員へ提出しなければならない。

なお、緊急時等、発注者及び子会社の社員の依頼に基づくリース車両の路上故障時の修理に対しても、速やかに対応しなければならない。

#### 8-8 リース料に含まない項目の実施

指定者は、別紙第5に記載する「リース料に含まないもの」について、受注者に対し様式第6号を通知することにより、保守等を履行させることができることとし、受注者は、自ら又は指定整備工場をして、その指示に従って業務を遂行しなければならない。

なお、「リース料に含まないもの」の費用は全て発注者又は子会社の負担とし、受注者は、保守等終了後、指定者に請求書を提出するものとする。

指定者は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、請求書に記載された受注者又は指定整備工場の銀行口座へ支払うものとし、支払方法については、7-2と同様とする。

#### 8-9 代車の提供

##### (1) 代車の提供

総括責任者は、リース車両の保守等のため当該リース車両を3日以上使用できない場合は、3日目から保守等が完了するまでの間、発注者及び子会社へ代車の提供を行うこととする。ただし、発注者及び子会社が代車を必要としない場合は、この限りでない。

また、代車の提供にあっては、当該リース車両と同規格又は同規格以上の車両を提供しなければならないが、指定者が承諾した場合は、この限りでない。

ただし、別紙第5に記載する「リース料に含まないもの」の修理等及び発注者又は子会社の責による修理等の場合は、適用しない。

##### (2) 燃料代

受注者は、発注者及び子会社へ代車の提供を行おうとする場合は、受注者の負担により燃料を満タンの状態で提供することとし、発注者及び子会社が受注者へ代車の返却を行おうとする場合は、発注者及び子会社の負担により燃料を満タンの状態で返却することとする。

##### (3) 事故処理

監督員は、代車の使用中、代車に事故が発生した場合は、総括責任者に速やかに報告するとともに、監督員及び受注者又は総括責任者は相互に協力して事故処理を行うこととする。

#### 8-10 保守等に伴う事故等

指定整備工場が実施する保守等に起因し、指定整備工場の責に帰すべき事由により、リース車両の滅失、毀損その他事故等が発生した場合は、その事故等につき発注者及び子会社は一切の責任を負わない。

また、これにより発注者若しくは子会社又は第三者に損害を生じさせたときは、受注者は、発注者若しくは子会社又は当該第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

なお、受注者、総括責任者又は保守責任者は、リース車両の保守等の作業中に発生したリース車両の滅失、毀損その他事故等について、速やかに監督員及び指定者へ報告するとともに、受注者の責任と負担において処理するものとする。

### 9 車両保守等の情報提供

#### 9-1 提供方法

受注者は、発注者及び子会社に対し、リース車両ごとの保守等の情報について、インターネットで閲覧可能なシステムを無償で提供することとする。

また、当該システムで閲覧可能な情報は、発注者等並びに発注者及び子会社の社員がインターネットからダウンロードが可能なものとし、そのデータ形式は、マイクロソフトエクセル又はマイクロソフトエクセルに変換可能な形式とする。

なお、インターネット閲覧によるシステムを提供するにあたっては、情報漏洩防止のためのセキュリティ対策を講じること。

#### 9-2 提供内容

9-1に基づき受注者が発注者及び子会社に提供する情報は、次の項目とする。

- ・ 車両番号、車台番号、車種名（車名）、型式、初度登録年月日、燃料の種別
- ・ 所属先
- ・ 月額リース料
- ・ リース期間（開始日、終了日、期間）
- ・ 指定整備工場（店名、保守責任者名、電話番号）
- ・ 点検整備・修理等の履歴、タイヤ交換履歴
- ・ 上記作業日時点の走行距離

### 10 リース車両の現状変更

指定者は、契約書第9条に基づきリース車両の現状変更を行う場合は、あらかじめ受注者に様式第7号を提出するものとし、受注者は書面により回答するものとする。

## 1.1 リース車両の移動

### 1.1-1 会社内の所属先の変更

指定者は、リース車両の所属先について、会社内でのリース車両の移動は様式第8号により受注者に通知することをもって変更できることとする。なお、受注者は、通知を受領後、速やかにこれに応じるものとする。

### 1.1-2 会社間の所属先の変更

指定者は、リース車両の所属先について、会社の変更を伴うリース車両の移動は様式第9号により発注者に通知するものとし、発注者は、通知を受領後、速やかに受注者と変更契約を行うこととする。

### 1.1-3 移動費用

前2項の変更に伴う当該リース車両の移送及び車両登録変更等の手続きは受注者が行うこととし、その費用については、すべて発注者又は子会社の負担とする。

## 1.2 賃貸借期間終了後の取扱い

受注者は、賃貸借期間終了後、速やかに当該リース車両を回収しなければならない。なお、回収にかかる費用については、すべて受注者の負担とする。

## 1.3 環境関連事項

受注者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に定める自動車使用管理計画・実績報告書その他関係法令に定める環境対策に関する実績データを、各都道府県指定の報告様式にあわせ作成し、発注者及び子会社へ提出することとする。

## 1.4 守秘義務

### 1.4-1 目的

業務を遂行するため知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いについて、以下のとおり定めるものとする。

### 1.4-2 定義

秘密保持に関する用語の定義は、次の各項目に定めるところによる。

- ① 「秘密情報」とは、発注者及び子会社並びに受注者が所有する資料・データ・報告書等で、発注者若しくは子会社又は受注者により秘密である旨の表示がなされたものをいう。
- ② 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

- ③ 「秘密情報」及び「個人情報」は、文書・画面・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

#### 1 4 - 3 目的外の使用の禁止

受注者は、業務のために発注者及び子会社から提供された秘密情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。なお、業務が完了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 1 4 - 4 適切な管理

受注者は、業務の遂行にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。また、契約書に基づき第三者に業務を委託する場合、当該者に対しても本仕様書と同様の秘密保持義務を課すとともに、当該者による秘密情報の取扱いについて、受注者は一切の責任を負うこととする。

#### 1 4 - 5 従事者への周知

受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た秘密情報及び個人情報を他人に開示、又は不当な目的に使用してはならないことを周知しなければならない。

受注者は、業務を遂行するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 1 4 - 6 利用者の制限

受注者は、業務の遂行のために発注者及び子会社から開示又は提供された秘密情報及び個人情報について、業務の遂行に必要と認められる従事者以外に開示又は提供してはならない。

#### 1 4 - 7 持出しの禁止

受注者は、発注者及び子会社から開示又は提供されたことにより受注者が管理することとなった秘密情報及び個人情報を、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）、磁氣的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

#### 1 4 - 8 複写又は複製の禁止

受注者は、業務を遂行するために発注者及び子会社から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ当該情報を受注者へ引き渡した発注者又は子会社の承諾を受けたときは、この限りでない。

#### 14-9 守秘義務

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- ① この契約への違反によらずに公知であるか、又は入手後公知となった情報
- ② 発注者又は子会社より受領する以前から受注者が知っていた情報
- ③ 当該業務と無関係に、受注者が知っていた情報
- ④ 当該情報を開示又は提供した発注者又は子会社の書面による同意を事前に得て開示された情報
- ⑤ 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により受注者が開示を求められる情報

#### 14-10 履行期間終了後の取扱い

受注者は、業務の履行期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載又は記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還し、返還が不可能又は困難な場合には、当該情報を開示又は提供した発注者又は子会社の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去又は廃棄し、その結果を別に定める様式にて当該指示をした発注者又は子会社に報告しなければならない。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

#### 14-11 取扱い状況の報告及び調査

発注者及び子会社は、必要があると認めるときは、業務を遂行するために取り扱う秘密情報及び個人情報の取扱い状況を受注者に報告させ、又は事前に受注者と調査日時や範囲等を協議のうえ、実地に調査することができる。

#### 14-12 指示

発注者及び子会社は、受注者が業務を遂行するために取り扱っている秘密情報及び個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

#### 14-13 事故時報告

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失又は毀損その他の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに当該情報を開示又は提供した発注者又は子会社に報告し、当該発注者又は子会社の指示に従うものとする。

#### 14-14 損害のために生じた経費の負担

秘密情報及び個人情報の不適切な取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

ただし、その損害が発注者又は子会社の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者又は子会社が負担するものとする。

## 15 リース車両の滅失又は毀損等による中途解約の取扱い

### 15-1 中途解約における費用負担

発注者及び子会社は、自己の責に帰すべき事由によるリース車両の滅失又は毀損等より当該リース車両を使用できなくなった場合には、様式第10号により速やかに受注者に通知することとし、リース期間終了前であっても当該リース車両にかかる賃貸借を終了することができるものとする。

なお、その場合、通知をした発注者又は子会社は、当該リース車両にかかる未経過リース料全額にリース期間終了時残価（当該リース車両を廃車する場合の処分費用は含まない）を足したものから、受注者における未発生費用を控除した額を受注者に支払うこととする。

また、受注者が当該リース車両を廃車する場合の処分費用は、その滅失又は毀損が発注者又は子会社の責に起因する場合は、発注者又は子会社の負担とする。その他の場合は、受注者の負担とする。

### 15-2 リース料の精算

上項により賃貸借を終了した場合、リース料に1ヶ月に満たない日がある場合は、当該リース料を日割計算により精算する。

## 16 合意管轄

本仕様書に関する法的紛争については、契約書の定めに従うものとする。

## 17 その他

その他、本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書の解釈に疑義を生じた事項等については、発注者及び受注者で協議のうえ対処するものとする。

## 子会社一覧表

No	会社名	所在地
1	株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	北海道札幌市白石区東札幌5条4-3-20
2	株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	北海道札幌市白石区北郷2条14-3-18
3	株式会社ネクスコ・サポート北海道	北海道札幌市厚別区大谷地西5-12-15
4	株式会社ネクスコ・トール東北	宮城県仙台市青葉区中央4-2-16 仙台中央第一生命ビルディング6階
5	株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	宮城県仙台市青葉区花京院2-1-65 いちご花京院ビル13階
6	株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	宮城県仙台市青葉区郷六字庄子39-1
7	株式会社ネクスコ・パトロール東北	宮城県仙台市青葉区国分町3-1-2 アーバンネット定禅寺ビル6階
8	株式会社ネクスコ・トール関東	東京都墨田区大平4-1-3 オリナスタワー8階
9	株式会社ネクスコ・トール北関東	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウイング16階
10	株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	東京都荒川区東日暮里5-7-18 コスモパークビル3階
11	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	東京都千代田区外神田1-7-5 フロントプレイス秋葉原4階
12	株式会社ネクスコ・パトロール関東	東京都文京区後楽2-2-23 住友不動産飯田橋ビル2号館7階
13	株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	新潟県新潟市米山5-1-35 カレント・さくらビル2階
14	株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	新潟県長岡市喜多町字金輪138-1
15	株式会社ネクスコ・サポート新潟	新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル8階
16	株式会社ネクスコ東日本トラスティ	東京都港区東新橋2-3-17 MOMENTO SHIODOME6階
17	ネクセリア東日本株式会社	東京都港区東新橋2-3-17 MOMENTO SHIODOME7階
18	株式会社ネクスコ東日本リテイル	東京都港区東新橋2-3-17 MOMENTO SHIODOME8階
19	株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	東京都港区東新橋2-3-17 MOMENTO SHIODOME8階
20	株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	東京都港区東新橋2-3-17 MOMENTO SHIODOME8階
21	株式会社ネクスコ東日本ロジテム	千葉県習志野市茜浜1-6-6

黄色着色箇所は調整中である

















所属先及びリース車両情報一覧表

No.	会社名	所属先	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	発注者又は子会社の指定する者 (指定者)	納車希望日	リース期間	原付機仕様の有無 (専用ライター含む)	スタッドレスタイヤ・ ホイールの有無	ボディタイプ	車種・ボディカラー (1)	車種・ボディカラー (2)	車種・ボディカラー (3)	車種・ボディカラー (4)	車種・ボディカラー (5)
385	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所	3470013	埼玉県加須市北篠崎90	0480-61-4685	0480-62-1542	加須管理事務所長	R6.1.31 まで	60 ヶ月								
386	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所	3470013	埼玉県加須市北篠崎90	0480-61-4685	0480-62-1542	加須管理事務所長	R6.1.31 まで	60 ヶ月								
387	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所	3470013	埼玉県加須市北篠崎90	0480-61-4685	0480-62-1542	加須管理事務所長	R6.1.31 まで	60 ヶ月								
388	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所	3470013	埼玉県加須市北篠崎90	0480-61-4685	0480-62-1542	加須管理事務所長	R6.1.31 まで	60 ヶ月								
389	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所	3470013	埼玉県加須市北篠崎90	0480-61-4685	0480-62-1542	加須管理事務所長	R6.2.10 まで	60 ヶ月								
390	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所	3470013	埼玉県加須市北篠崎90	0480-61-4685	0480-62-1542	加須管理事務所長	R6.2.8 まで	60 ヶ月								
391	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所	3470013	埼玉県加須市北篠崎90	0480-61-4685	0480-62-1542	加須管理事務所長	R6.2.12 まで	60 ヶ月								
392	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.2.4 まで	60 ヶ月								
393	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.1.31 まで	60 ヶ月								
394	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.2.3 まで	60 ヶ月								
395	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.2.3 まで	60 ヶ月								
396	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.2.3 まで	60 ヶ月								
397	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.2.4 まで	60 ヶ月								
398	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.2.4 まで	60 ヶ月								
399	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所	3220026	栃木県鹿沼市茂呂24-2	0289-76-3135	0289-76-1339	宇都宮管理事務所長	R6.2.4 まで	60 ヶ月								
400	東日本高速道路 株式会社	総合技術センター	3390056	埼玉県さいたま市 岩槻区加倉260	048-749-0600	048-757-0057	総合技術センター長	R6.2.4 まで	60 ヶ月								
401	東日本高速道路 株式会社	総合技術センター	3390056	埼玉県さいたま市 岩槻区加倉260	048-749-0600	048-757-0057	総合技術センター長	R6.2.6 まで	60 ヶ月								
401	株式会社ネクソ	本社	***-****	●●県●●市●●-●-●	***-****	***-****	●●部長	R**.**.* まで	60 ヶ月	x	●	◆◆◆	*****	*****			
402	株式会社ネクソ	●●事業部	***-****	●●県●●市●●-●-●	***-****	***-****	●●事業部長	R**.**.* まで	60 ヶ月	●	●	○○○	*****	*****	*****	*****	
403	株式会社ネクソ	●●事業部 ●●事務所	***-****	●●県●●市●●-●-●	***-****	***-****	●●事業部長	R**.**.* まで	60 ヶ月	x	x	▲▲▲	*****	*****	*****	*****	
404	株式会社ネクソ	■■事業部	***-****	●●県●●市●●-●-●	***-****	***-****	●●事業部長	R**.**.* まで	60 ヶ月	●	●	■ ■ ■	*****	*****	*****	*****	*****
405	株式会社ネクソ	■ ■ ■ 事業部 ■ ■ ■ 事業所	***-****	●●県●●市●●-●-●	***-****	***-****	●●事業部長	R**.**.* まで	60 ヶ月	●	●	△△△	*****				

黄色着色箇所は調整中である

新車リース車両性能諸元表

ボディタイプ	HVMニベン(1)	HVMニベン(2)	HVMニベン(3)	HVMニベン(4)	ミニベン(1)	ミニベン(2)
車種名 (車名)	① トヨタ アスファード ハイブリッド X ② トヨタ アスファード ハイブリッド GOLDEN EYES III ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ アスファード ハイブリッド X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ /P X ② トヨタ ヴェルサー S-G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ /P X ② トヨタ ヴェルサー S-G ③ ホンダ ステップワゴン AIR ④ ニッサン セレナ e-POWER X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ハイエースワン ロングDX ② ニッサン キヤパンワン DX ロングボディ ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ハイエースワン ロングDX ② ニッサン キヤパンワン DX ロングボディ ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ガソリン車	ガソリン車
駆動方式	4WD	4WD	4WD	2WD	4WD	2WD
乗車定員	7名	8名	7名	8名	10名	10名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	4ドア	4ドア
総排気量	約2,500CC	約2,500CC	約1,800CC	約1,450CC~約1,800CC	約2,500CC~約2,700CC	約2,500CC~約2,700CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	ミニベン(3)	ミニベン(4)	ミニベン(5)	ミニベン(6)	ミニベン(7)	ミニベン(8)
車種名 (車名)	① トヨタ アスファード S ② トヨタ アスファード GOLDEN EYES III ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ アスファード X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ /P X ② トヨタ ヴェルサー S-G ③ ホンダ ステップワゴン AIR ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ /P X ② トヨタ ヴェルサー S-G ③ ホンダ ステップワゴン AIR ④ ニッサン セレナ X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ハイエースワン ロングDX ② ニッサン キヤパンワン ロングDX ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ハイエースワン ロングDX ② ニッサン キヤパンワン ロングDX ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ガソリン車	ガソリン車	ガソリン車	ガソリン車	ディーゼル車	ディーゼル車
駆動方式	4WD	4WD	4WD	4WD	4WD	2WD
乗車定員	7名	8名	7名	8名	3/6名	3/6名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア
総排気量	約2,500CC	約2,500CC	約1,500CC~約2,000CC	約1,500CC~約2,000CC	約2,450CC~約2,800CC	約2,450CC~約2,800CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	軽油	軽油
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	ミニベン(9)	HVワゴン(1)	HVワゴン(2)	HVワゴン(3)	HVワゴン(4)	HVワゴン(6)
車種名 (車名)	① トヨタ ハイエースワン ロングDX ② ニッサン NVキヤパンワン ロングDX ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ シエンタ X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ シエンタ X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ シエンタ X ② ホンダ プリウス HYBRID G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ シエンタ X ② ホンダ プリウス HYBRID G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ キア Niro EV ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ガソリン車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車
駆動方式	2WD(FR)	4WD	2WD	4WD	2WD(FF)	4WD
乗車定員	3/6名	7名	7名	5名	5名	5名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア
総排気量	約2,000CC	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC	約1,800CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	HVワゴン(5)	HVワゴン(7)	HVワゴン(8)	HVワゴン(9)	ワゴン(1)	ワゴン(2)
車種名 (車名)	① トヨタ カローラフィールダー X ② トヨタ カローラフィールダー EX ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ シエンタ X ② ホンダ プリウス HYBRID G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① ホンダ プリウス HYBRID G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ プロシアクラ G 1.5L ② マツダ ファジリアン DX ※上記のうち1車種を入札者が選定	① ホンダ プリウス G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① ホンダ プリウス G ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ガソリン車	ガソリン車
駆動方式	2WD(FF)	4WD	2WD(FF)	2WD(FF)	4WD	2WD
乗車定員	5名	6/7名	6名	5名	5名	5名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア
総排気量	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	ワゴン(3)	ワゴン(4)	ワゴン(6)	ワゴン(6)	ワゴン(7)	HVSUV(1)★
車種名 (車名)	① トヨタ カローラフィールダー EX ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ カローラフィールダー EX ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ シエンタ X ② ホンダ プリウス G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ プロシアクラ G 1.5L ② ニッサン AD DX ③ マツダ ファジリアン VE ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ プロシアクラ G 1.5L ② ニッサン AD DX ③ マツダ ファジリアン VE ※上記のうち1車種を入札者が選定	① ニッサン エクスティール S e-4ORCE 3列 ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ガソリン車	ガソリン車	ガソリン車	ガソリン車	ガソリン車	ハイブリッド車
駆動方式	4WD	2WD	2WD	4WD	2WD	4WD
乗車定員	5名	5名	6/7名	2名(5名)	2名(5名)	7名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア
総排気量	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC	約1,500CC~約1,600CC	約1,500CC~約1,600CC	約1,500CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	HVSUV(2)	HVSUV(3)	SUV(1)	SUV(2)	ディーゼルスUV(1)	ディーゼルスUV(2)
車種名 (車名)	① ホンダ ヴェゼル eHEV X ② ホンダ ZR-V eHEV X ③ ニッサン エクスティール S e-4ORCE ④ スバル クロスリッジ Touring ⑤ スバル フォレスター Touring(AWD) ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ カローラクロス G ② トヨタ ヤシカクロス 1.5L ③ スバル XV 2.0e-L EyeSight ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ハリアー S ② トヨタ RAV4 X 2.0L ③ ホンダ ZR-V X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ライオン X ② トヨタ ヤシカクロス ③ ホンダ ヴェゼル G ④ スバル XV 1.6i EyeSight ※上記のうち1車種を入札者が選定	① マツダ CX-5 XD Smart Edition ※上記のうち1車種を入札者が選定	① マツダ CX-8 XD Smart Edition ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ガソリン車	ガソリン車	ディーゼル車	ディーゼル車
駆動方式	4WD	4WD	4WD	4WD	4WD	4WD
乗車定員	5名	5名	5名	5名	5名	6名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア
総排気量	約1,500CC~約2,000CC	約1,500CC~約2,000CC	約1,500CC~約2,000CC	約1,000CC~約1,600CC	約2,200CC	約2,200CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	軽油	軽油
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	ディーゼルSUV(8)	HVセダン(1)	HVセダン(2)	HVセダン(3)	セダン(1)	セダン(2)
車種名 (車名)	① マツダ CX-8 XD ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ クラウン CROSSOVER X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ カローラ X ② トヨタ プリウス S ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ カローラ X ② トヨタ プリウス S ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ カローラアリオ EX ② マツダ mazda3 1.5S Touring ③ スバル インプレッサ 1.6i-L EyeSight ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ カローラアリオ EX ② マツダ mazda3 1.5S ③ スバル インプレッサ 1.6i-L EyeSight ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ディーゼル車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ガソリン車	ガソリン車
駆動方式	4WD	4WD	4WD	2WD	4WD	2WD
乗車定員	7名	5名	5名	5名	5名	5名
ドア数	5ドア	4ドア	4ドア	4ドア	4ドア	4ドア
総排気量	約2,200CC	約2,500CC	約1,500CC～約1,800CC	約1,500CC～約1,800CC	約1,500CC～約1,600CC	約1,500CC～約1,600CC
使用燃料	軽油	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	HVコンパクトカー(1)	HVコンパクトカー(2)	コンパクトカー(1)	HV軽セダン(1)	HV軽セダン(2)	軽セダン(1)
車種名 (車名)	① トヨタ プリウス B ② トヨタ プリウス 1.5L ③ ホンダ フィット eHEV BASIC ④ コルセア ノート X FOLR ⑤ スズキ スイフト HYBRID MG ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ プリウス B ② トヨタ プリウス 1.5L ③ ホンダ フィット eHEV BASIC ④ コルセア ノート X ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ヤリス X 1.0L-CVT ② ホンダ フィット BASIC mazda3 SKYACTIV-G 1.5 ③ マツダ マツダ3 ※上記のうち1車種を入札者が選定	① スズキ アルト HYBRID S ※上記のうち1車種を入札者が選定	① スズキ アルト HYBRID S ※上記のうち1車種を入札者が選定	① トヨタ ビックスマイル B ② スバル プレオプラス F ③ スズキ アルト A ④ ダイハツ ミライース B ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ガソリン車	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ガソリン車
駆動方式	4WD	2WD(FF)	4WD	4WD	2WD	4WD
乗車定員	5名	5名	5名	4名	4名	4名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア
総排気量	約1,200CC～約1,500CC	約1,200CC～約1,500CC	約1,500CC	約660CC	約660CC	約660CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
納車台数	●台	●台	●台	●台	●台	●台

ボディタイプ	HV軽ワゴン(1)	HV軽ワゴン(2)	軽ワゴン(1)	軽ワゴン(2)
車種名 (車名)	① スズキ スペースア G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① スズキ スペースア G ※上記のうち1車種を入札者が選定	① ホンダ N-BOX G ② スズキ ステラ G ③ ダイハツ カトL ※上記のうち1車種を入札者が選定	① ホンダ N-WGN G ② ミズシロ ekワゴン M ※上記のうち1車種を入札者が選定
エンジン種別	ハイブリッド車	ハイブリッド車	ガソリン車	ガソリン車
駆動方式	4WD	2WD	4WD	4WD
乗車定員	4名	4名	4名	4名
ドア数	5ドア	5ドア	5ドア	5ドア
総排気量	約660CC	約660CC	約660CC	約660CC
使用燃料	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
納車台数	●台	●台	●台	●台

## 新車リース車両性能諸元表(共通事項)

付属品等	仕 様
納車場所	別紙第2のとおり
寒冷地仕様 (冬用ワイパー含む)	別紙第2のとおり
スタッドレスタイヤ ・ホイール	別紙第2のとおり (スチールホイールの場合はホイールキャップを装着すること)
ボディカラー	別紙第2のとおり
月間平均走行距離	1,400km (見込数値)
ハンドル位置	右ハンドル
変速機	オートマチック若しくはCVT
リアワイパー	有 (オプションにて対応可能な場合は全てに装備すること ただし、他の装備とセットでのオプションの場合も他の装備とあわせて装備すること)
エアバック	有 (サイド・カーテンエアバッグがオプションにて装着可能な場合は装備すること)
パワーライドドア	有 (オプションにて対応可能な場合は全てのドアに装備すること ただし、他の装備とセットでのオプションの場合も他の装備とあわせて装備すること)
フロアマット	有 (メーカー又はディーラー取扱品とする)
ドアバイザー (サイドバイザー)	有 (メーカー又はディーラー取扱品とする)
オーディオ	有 (最低限AM・FMラジオを装備すること)
時計	有
ETC車載器	有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETC2.0車載器とする</li> <li>・カーナビゲーションと連動可能な機器とする</li> <li>・音声案内機能付きでメーカー又はディーラー取扱品のうちビルトインタイプとし、ビルトインタイプがない場合は分離型とする</li> <li>・設置位置は極力運転席側に設置すること</li> </ul> ※セットアップ作業を含む
カーナビゲーション	有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETC2.0対応の機器とする</li> <li>・ETC車載器と連動可能な機器とする</li> </ul> ※セットアップ作業を含む ※初度登録から3年目の車検時に地図の更新を行うこと
バックモニター	有
ドライブレコーダー	有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前方/後方撮影タイプとする</li> <li>・記録媒体はmicroSDカードとし、フォーマットフリーとする</li> <li>・イベント記録は前方/後方ともに各15秒以上可能であること</li> <li>・メーカー保証が3年以上付帯していること</li> </ul>
スペアタイヤ (応急用タイヤ)	オプションにて対応可能な場合、かつ、車内に保管スペースが確保可能な場合は有 (1本) また、一部の車両において、シートの床下格納用スペースにスペアタイヤ(応急用タイヤ)を収納する場合は、オプションにてデッキボードまたはラゲージトレイの装着が可能な場合は装備すること
緊急ツール	カッター・ハンマー・三角停止板・発煙筒・バトランプ (黄色・外付け磁石式)

## リース料に含まれるもの

項目	内容
車両代	リース期間中におけるリース車両の賃貸料 (金利、事務手数料を含む)
登録諸費用	新車リース車両における新車登録時の諸費用
税金 自動車損害賠償責任保険料	自動車取得税、自動車税、自動車重量税、登録諸掛費用、自動車損害賠償責任保険料
継続車検整備費用	道路運送車両法第62条に定める継続検査にかかる費用
法定点検整備費用	道路運送車両法第48条に定める定期点検整備にかかる費用
予備点検整備費用	3ヶ月ごとに行う仕様書別紙第6に定める点検整備にかかる費用
付属品の修理	新車リース納車時に装着している付属品のうち、カーナビゲーション及びETC車載器の修理・交換費用 (ただし、発注者または子会社の責に起因する故障修理等を除く)
故障修理	点検整備における不具合箇所の修理にかかる費用(ハイブリッド車の走行用バッテリーを含む) (ただし、発注者または子会社の責に起因する故障修理等を除く)
消耗品交換	リース車両における全ての消耗品 (ただし、発注者または子会社の責に起因する故障修理等を除く)
CNG車の点検費用等	燃料装置用容器の交換・修理 容器保安規則上の容器検査費用
タイヤ交換	ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ及びスタッドレス用ホイール(必要数を交換)
タイヤ・ホイール保管	リース車両に装着していないタイヤ・ホイールの保管にかかる費用
代車提供	点検整備に3日以上要する場合で3日目から作業完了までの代車 (ただし、発注者または子会社の責に起因する故障修理等を除く)
事故・故障対応窓口	レッカー車手配、代車手配、修理手配を行う24時間、365日対応の窓口開設
保守等情報管理	仕様書9-1、9-2のとおり
自動車環境管理報告書作成	仕様書12に定める各自治体の条例等で定める報告書作成経費
自動車リサイクル料	使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める自動車リサイクル料

リース料に含まないもの

項目	内容
自動車保険	任意保険(ただし、代車に付保する保険はリース料を含む)
車両保険	任意保険
日常点検	道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備
修理費又は復元費用	・経年変化等による自動車本体、架装品及び付属品の腐食、劣化、退色等の修理又は復元費用 ・事故その他当社の責に起因する故障修理等
付属品	・タイヤチェーン ・その他発注者または子会社が独自に積み込んだ物品等
所属先変更費	リース車両の所属先を変更する場合の移送及び登録変更に係る経費
その他	その他発注者または子会社の責において生じた費用又は外部要因に起因する不具合

## 予備点検内容

点検項目		点検内容
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだときの床板とすき間
	リザーブタンク	液量
	ブレーキ・レバー	引きしろ(踏みしろ)の余裕
走行装置	タイヤ・ホイール	1.タイヤの空気圧 2.タイヤの亀裂及び損傷 3.タイヤの溝の深さ及び異常な摩耗
電気装置	バッテリー	液量
原動機	本体	かかり具合及び異音
	潤滑装置	オイルの汚れ及び異音
	冷却装置	1.水量 2.ファン・ベルトの緩み及び損傷
灯火装置及び方向指示器		作用及び損傷
窓拭器		作用
洗浄液噴射装置		作用及び液量
その他点検項目		クーラーベルトの緩み及び損傷
運行において異常が認められた箇所		当該箇所に異常がないこと

令和 年 月 日

殿

(受注者)

住 所

会社名

代表者

印

新車リース車両承諾願

(件名)令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

新車リースに車両については、別紙のとおりとしたいので承諾願います。

以 上

令和 年 月 日

(受注者)

住 所

会社名

代表者

殿

印

新車リース車両承諾書

(件名)令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

令和 年 月 日付けで承諾願のあった新車リース車両については、承諾します。

以 上



様式第1号(別紙)

No	会社名	所属先	ボディタイプ	メーカー名	車種名・グレード	ボディカラー	寒冷地仕様の有無 (冬用ワイパー含む)	スタッドレスタイヤ・ ホイールの有無	月額リース料 (円・税抜き)	納車日	リース期間
50	東日本高速道路 株式会社	関東支社 所沢管理事務所									
51	東日本高速道路 株式会社	関東支社 市原管理事務所									
52	東日本高速道路 株式会社	関東支社 三郷管理事務所									
53	東日本高速道路 株式会社	関東支社 佐久管理事務所									
54	東日本高速道路 株式会社	関東支社 高崎管理事務所									
55	東日本高速道路 株式会社	関東支社 京浜管理事務所									
56	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所									
57	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所									
58	東日本高速道路 株式会社	総合技術センター									
59	株式会社ネクスコ●●●●●●	本社									
60	株式会社ネクスコ●●●●●●	●●事業部									
61	株式会社ネクスコ●●●●●●	●●事業部●●事業所									
62	株式会社ネクスコ●●●●●●	■●事業部									
63	株式会社ネクスコ●●●●●●	■●●事業部■●●事業所									

黄色着色箇所は調整中である

令和 年 月 日

殿

(受注者)  
住 所  
会社名  
代表者

印

### 納品書

(件名) 令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

納品を別紙のとおり完了したので、届け出ます。

以 上

令和 年 月 日

(受注者)  
住 所  
会社名  
代表者

殿

印

### 物件引渡完了通知書

(件名) 令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

令和 年 月 日検査の結果、契約内容に適合し、令和 年 月 日をもって引渡しを完了したことを確認します。

以 上

様式第2号(別紙)

No	会社名	所属先	車両番号	車台番号	ボディタイプ	メーカー名	車種名・グレード	ボディカラー	高冷地仕様 (冬用ワイパー含む) 有・無	スタッドレスタイヤ ホイール 有・無	変速機 AT・CVT	エア/バック 有・無	リアワイパー 有・無	パワースライドドア 有・無	フロアマット 有・無	ドアバイザー (サイドバイザー) 有・無	オーディオ 有・無	時計 有・無	ETC車載器 有・無	カーナビゲーション 有・無	バックモニター 有・無	スペアタイヤ (応急用タイヤ) 有・無	緊急ツール	月額リース料 (円・税抜き)	納車日	リース期間	
1	東日本高速道路 株式会社	北海道支社																									
2	東日本高速道路 株式会社	北海道支社 札幌工事務務所																									
3	東日本高速道路 株式会社	北海道支社 帯広工事務務所																									
4	東日本高速道路 株式会社	北海道支社 帯広管理事務所																									
5	東日本高速道路 株式会社	北海道支社 室蘭管理事務所																									
6	東日本高速道路 株式会社	北海道支社 札幌管理事務所																									
7	東日本高速道路 株式会社	北海道支社 北広島管理事務所																									
8	東日本高速道路 株式会社	北海道支社 旭川管理事務所																									
9	東日本高速道路 株式会社	東北支社																									
10	東日本高速道路 株式会社	東北支社 道路管制センター																									
11	東日本高速道路 株式会社	東北支社 仙台工事務務所																									
12	東日本高速道路 株式会社	東北支社 仙台工事務務所																									
13	東日本高速道路 株式会社	東北支社 いわき工事務務所																									
14	東日本高速道路 株式会社	東北支社 いわき工事務務所 相馬分室																									
15	東日本高速道路 株式会社	東北支社 北上管理事務所																									
16	東日本高速道路 株式会社	東北支社 福島管理事務所																									
17	東日本高速道路 株式会社	東北支社 八戸管理事務所																									
18	東日本高速道路 株式会社	東北支社 盛岡管理事務所																									
19	東日本高速道路 株式会社	東北支社 仙台管理事務所																									
20	東日本高速道路 株式会社	東北支社 青森管理事務所																									
21	東日本高速道路 株式会社	東北支社 青森管理事務所 鹿角分室																									
22	東日本高速道路 株式会社	東北支社 盛岡管理事務所																									
23	東日本高速道路 株式会社	東北支社 秋田管理事務所																									
24	東日本高速道路 株式会社	東北支社 山形管理事務所																									
25	東日本高速道路 株式会社	東北支社 郡山管理事務所																									
26	東日本高速道路 株式会社	東北支社 会津若松管理事務所																									
27	東日本高速道路 株式会社	東北支社 いわき管理事務所																									
28	東日本高速道路 株式会社	東北支社 仙台東管理事務所																									
29	東日本高速道路 株式会社	新潟支社																									
30	東日本高速道路 株式会社	新潟支社 道路管制センター																									
31	東日本高速道路 株式会社	新潟支社 新潟工事務務所																									
32	東日本高速道路 株式会社	新潟支社 長岡管理事務所																									
33	東日本高速道路 株式会社	新潟支社 新潟管理事務所																									
34	東日本高速道路 株式会社	新潟支社 長岡管理事務所																									
35	東日本高速道路 株式会社	新潟支社 上越管理事務所																									
36	東日本高速道路 株式会社	関東支社																									
37	東日本高速道路 株式会社	関東支社 道路管制センター																									
38	東日本高速道路 株式会社	関東支社 東京外環工事務務所																									
39	東日本高速道路 株式会社	関東支社 長野工事務務所																									
40	東日本高速道路 株式会社	関東支社 千葉工事務務所																									
41	東日本高速道路 株式会社	関東支社 横浜工事務務所																									
42	東日本高速道路 株式会社	関東支社 つくば工事務務所																									
43	東日本高速道路 株式会社	関東支社 さいたま工事務務所																									
44	東日本高速道路 株式会社	関東支社 横浜管理事務所																									
45	東日本高速道路 株式会社	関東支社 東京都アクアライン管理事務所																									
46	東日本高速道路 株式会社	関東支社 長野管理事務所																									
47	東日本高速道路 株式会社	関東支社 谷和原管理事務所																									
48	東日本高速道路 株式会社	関東支社 千葉管理事務所																									
49	東日本高速道路 株式会社	関東支社 水戸管理事務所																									
50	東日本高速道路 株式会社	関東支社 所沢管理事務所																									
51	東日本高速道路 株式会社	関東支社 市原管理事務所																									
52	東日本高速道路 株式会社	関東支社 三郷管理事務所																									
53	東日本高速道路 株式会社	関東支社 佐久管理事務所																									
54	東日本高速道路 株式会社	関東支社 高崎管理事務所																									
55	東日本高速道路 株式会社	関東支社 京浜管理事務所																									
56	東日本高速道路 株式会社	関東支社 加須管理事務所																									
57	東日本高速道路 株式会社	関東支社 宇都宮管理事務所																									
58	東日本高速道路 株式会社	総合技術センター																									
59	株式会社ネクスト	本社																									
60	株式会社ネクスト	●●●●●●●●																									
61	株式会社ネクスト	●●●●●●●●●●																									
62	株式会社ネクスト	●●●●●●●●●●																									
63	株式会社ネクスト	●●●●●●●●●●																									

黄色着色箇所は調整中である

殿

(受注者)

住 所

会社名

代表者

印

総括責任者届

(件名)令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

標記について、仕様書6-3に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 所 属 \_\_\_\_\_
- 2 役 職 \_\_\_\_\_
- 3 氏 名 \_\_\_\_\_
- 4 連絡先 \_\_\_\_\_

以 上

殿

(受注者)

住 所

会社名

代表者

印

指定整備工場・保守責任者・緊急窓口連絡先届(変更)

(件名)令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

標記について、仕様書6-3及び8-7に基づき、別紙のとおり届出します。

以 上

指定整備工場・保守責任者・緊急窓口連絡先

No.	会社名	所属先	所属先所在地	指定整備工場名	住所	電話番号	保守責任者 役職名・指名	緊急窓口名	緊急窓口連絡先
1	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道札幌市 厚別区大谷地西5丁目12-30	【記載例】 〇〇自動車整備株式会社	〇〇県……………	00-0000-0000	〇〇 〇〇	〇〇お客様センター	00-0000-0000
2	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道札幌市 中央区北37条西4丁目3-12藤井ビルN37 4階						
3	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道帯広市西3条南9丁目23帯広経済センタービル 西館5階						
4	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道河東郡 音更町音更西2-7-3						
5	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道室蘭市崎守町316-3						
6	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道札幌市白石区米里2条2丁目4-1						
7	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道北広島市大曲並木1丁目1-1						
8	東日本高速道路 株式会社	北海道支社	北海道旭川市近文7線南1号5766-4						
9	東日本高速道路 株式会社	東北支社	宮城県仙台市 宮城野区榴岡1丁目1-1JR仙台イーストゲートビル						
10	東日本高速道路 株式会社	東北支社	宮城県仙台市 青葉区郷六字庄39-1						
11	東日本高速道路 株式会社	東北支社	宮城県仙台市 若林区清水小路6-1 東日本不動産仙台ファーストビル10階						
12	東日本高速道路 株式会社	東北支社	秋田県横手市駅西2-3-22						
13	東日本高速道路 株式会社	東北支社	福島県いわき市平下神谷字仲田100						
14	東日本高速道路 株式会社	東北支社	福島県相馬市中村字塚ノ町65-16 振興ビル5F						
15	東日本高速道路 株式会社	東北支社	岩手県北上市北鬼柳第16地割73-2						
16	東日本高速道路 株式会社	東北支社	福島県福島市飯坂町平野字前原11						
17	東日本高速道路 株式会社	東北支社	青森県八戸市北白山台5丁目5-1						
18	東日本高速道路 株式会社	東北支社	山形県鶴岡市小淀川字谷地田90						
19	東日本高速道路 株式会社	東北支社	宮城県仙台市 青葉区郷六字庄字40						
20	東日本高速道路 株式会社	東北支社	青森県青森市岩渡字熊沢250-259						
21	東日本高速道路 株式会社	東北支社	秋田県鹿角市十和田錦木字赤沢田19						
22	東日本高速道路 株式会社	東北支社	岩手県盛岡市羽場11地割66						
23	東日本高速道路 株式会社	東北支社	秋田県秋田市北上手古野字大繁沢30-2						
24	東日本高速道路 株式会社	東北支社	山形県山形市千石91						
25	東日本高速道路 株式会社	東北支社	福島県郡山市喜久田町字下尾池1						
26	東日本高速道路 株式会社	東北支社	福島県会津若松市町北町始字屋敷66						
27	東日本高速道路 株式会社	東北支社	福島県いわき市好間町北好間丸田17-1						
28	東日本高速道路 株式会社	東北支社	宮城県仙台市 若林区六丁目字南99-1						
29	東日本高速道路 株式会社	新潟支社	新潟県新潟市 中央区天神1丁目1 新潟ブルーカ3						
30	東日本高速道路 株式会社	新潟支社	新潟県新潟市 江南区亀田早通3233						
31	東日本高速道路 株式会社	新潟支社	新潟県新潟市 中央区美咲町1丁目9-25						
32	東日本高速道路 株式会社	新潟支社	新潟県南魚沼郡 湯沢町神立1159						
33	東日本高速道路 株式会社	新潟支社	新潟県新潟市 江南区亀田早通3233						
34	東日本高速道路 株式会社	新潟支社	新潟県長岡市上除町野田80						
35	東日本高速道路 株式会社	新潟支社	新潟県上越市富岡字引田1717-1						
36	東日本高速道路 株式会社	関東支社	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町1丁目11-20 大宮JPビルディング						
37	東日本高速道路 株式会社	関東支社	埼玉県さいたま市 岩槻区加倉260						
38	東日本高速道路 株式会社	関東支社	東京都練馬区高野台4丁目1-23						
39	東日本高速道路 株式会社	関東支社	長野県長野市七瀬中町161-1						
40	東日本高速道路 株式会社	関東支社	千葉県千葉市 美浜区若葉2丁目9-3						
41	東日本高速道路 株式会社	関東支社	神奈川県横浜市 神奈川区新子安1丁目2-4 オルトヨコハマビジネスセンター						
42	東日本高速道路 株式会社	関東支社	茨城県つくば市みどりの中央8番地1号						
43	東日本高速道路 株式会社	関東支社	埼玉県さいたま市 岩槻区加倉260						
44	東日本高速道路 株式会社	関東支社	栃木県那須郡 那須町高久甲4156-4						
45	東日本高速道路 株式会社	関東支社	千葉県木更津市中島2533						
46	東日本高速道路 株式会社	関東支社	長野県長野市松代町東寺尾 1195-2						
47	東日本高速道路 株式会社	関東支社	茨城県つくばみらい市簡戸1606						
48	東日本高速道路 株式会社	関東支社	千葉県千葉市 稲毛区長沼原町177						
49	東日本高速道路 株式会社	関東支社	茨城県水戸市加倉井町2206						
50	東日本高速道路 株式会社	関東支社	埼玉県所沢市坂之下761-1						
51	東日本高速道路 株式会社	関東支社	千葉県市原市村上815						
52	東日本高速道路 株式会社	関東支社	埼玉県三郷市番匠免2丁目101-1						
53	東日本高速道路 株式会社	関東支社	長野県佐久市岩村田116						
54	東日本高速道路 株式会社	関東支社	群馬県高崎市島野町831						
55	東日本高速道路 株式会社	関東支社	神奈川県横浜市 都筑区川向町1047						
56	東日本高速道路 株式会社	関東支社	埼玉県加須市北篠崎00						
57	東日本高速道路 株式会社	関東支社	栃木県鹿沼市茂呂24-2						
58	東日本高速道路 株式会社	総合技術センター	埼玉県さいたま市 岩槻区加倉260						
59	株式会社ネクスコ	本社	●●県●●市●●●●●						
60	株式会社ネクスコ	●●事業部	●●県●●市●●●●●						
61	株式会社ネクスコ	●●事業部●●事業所	●●県●●市●●●●●						
62	株式会社ネクスコ	■●●事業部	●●県●●市●●●●●						
63	株式会社ネクスコ	■●●事業部■●●事業所	●●県●●市●●●●●						

黄色着色箇所は調整中である

リース料請求明細(令和 年 月分)

No.	所属先	車両番号	車種名	請求金額			リース期間	備考
				リース料	消費税	合計		
1	【記載例】							
2	〇〇支社	〇〇300あ1111	〇〇〇〇	50,000	2,500	52,500		
3	〇〇管理事務所	〇〇300あ2222	〇〇〇〇	40,000	2,000	42,000		
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計				90,000	4,500	94,500		

※標準様式は本様式とするが、必須項目の記載があれば受注者所定の様式も差し支えない。

(受注者)

会社名

代表者

殿

印

## 保守等依頼書

(件名)令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

標記について、仕様書8-8に基づき、下記のとおり保守等を依頼します。

記

保守等の内容

以上

(受注者)

会社名

代表者

殿

印

### リース車両の現状変更承諾願

(件名) 令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

標記について、契約書第9条及び仕様書15-1に基づき、下記のとおりリース車両の現状変更を行いたいので承諾願います。

記

#### 1 現状変更を行う車両情報

所属先	車両番号	車種名

#### 2 現状変更内容

#### 3 その他

以上

(受注者)

会社名

代表者

殿

印

所属先の変更について

(件名)令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

標記について、仕様書11-1に基づき下記のとおり変更します。

記

## 1 車両の所属先の変更

項目	変更前	変更後
車両の所属先	■ ■ 支社 ■ ■ 管理事務所	● ● 支社 ● ● 工事事務所
監督員	■ ■ 管理事務所 総務担当課長	● ● 工事事務所 庶務課長
郵便番号	—	—
所在地		
電話番号	— —	— —

## 2 移動する車両の情報

車両番号	車台番号	車種名

## 3 変更年月日

令和 年 月 日

以 上

(発注者)

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 由木 文彦 殿

会社名

代表者

会社変更を伴う所属先の変更について

(件名)令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

標記について、仕様書11-2に基づき下記のとおり変更します。

記

1 車両の所属先の変更

項目	変更前	変更後
車両の所属先	株式会社ネクスコ・メンテナンス●●	●●支社 ●●管理事務所
監督員		
郵便番号	—	—
所在地		
電話番号	— —	— —

2 移動する車両の情報

車両番号	車台番号	車種名

3 変更年月日

令和 年 月 日

以 上

(受注者)

会社名

代表者

殿

印

リース車両の中途解約依頼について

(件名) 令和5年度 自動車メンテナンスリース契約

標記について、仕様書15-1に基づき、下記のとおりリース車両の中途解約を依頼します。

記

1 解約する車両の情報

所属先	車両番号	車種名

2 解約理由

(例: 車両の毀損により使用できなくなったため)

---

---

3 解約年月日

令和 年 月 日

以 上